

契約約款 新旧対照表

旧	新
第 7 章 利用の制限 第 2 4 条（利用の制限） 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。 2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。 3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。 第 2 5 条（DSL 回線による制約） 契約者は、特定相互接続事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、DSL 回線を使用することができない場合においては、インターネット接続サービスを利用することはできません。 2 前項に規定するほか、DSL 回線の回線距離若しくは設備状況又は特定相互接続事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線からの信号の漏洩等により、DSL 回線から行う通信について伝送速度の低下、伝送速度の変動若しくは符号誤りが発生し、又はインターネット接続サービスを全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となることがあります。 第 8 章 料金等 第 1 節 料金 第 2 6 条（料金の適用） （略）	第 7 章 利用の制限 第 2 4 条（利用の制限） 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。 2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。 3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。 4. <u>インターネット接続サービスの利用者が、一般社団法人「インターネットコンテンツセーフティ協会」が提供する児童ポルノアドレスリストにて特定された Web サイトまたはコンテンツに対して閲覧要求をした場合には、その利用を制限することがあります。</u> 第 2 5 条（DSL 回線による制約） 契約者は、特定相互接続事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、DSL 回線を使用することができない場合においては、インターネット接続サービスを利用することはできません。 2 前項に規定するほか、DSL 回線の回線距離若しくは設備状況又は特定相互接続事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線からの信号の漏洩等により、DSL 回線から行う通信について伝送速度の低下、伝送速度の変動若しくは符号誤りが発生し、又はインターネット接続サービスを全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となることがあります。 第 8 章 料金等 第 1 節 料金 第 2 6 条（料金の適用） （略）

契約約款附則

この約款は2001年8月1日より実施します。
2003年6月19日一部改定（第38条第8項追加）
2003年12月10日一部改定（第36条第4項追加）
2011年9月7日一部改定（第24条第4項追加）